平成２５年（フ）第３６８７号
大阪府八尾市木の本１丁目102番地
債務者　井上金型こと　井上　　浄
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７０３号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目18番21―1308号、前住所大阪市天王寺区生玉町11番14―605号
債務者　三林　リサ
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７４２号
大阪市西成区南開２丁目５番１―304号
債務者　吉川　隆已
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７８２号
大阪市浪速区恵美須西２丁目９番３―505号、前住所大阪府枚方市香里園山之手町８番31―102号
債務者　大沢　健一
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７８９号
大阪市東淀川区北江口１丁目５番２―202号
債務者　中尾　靖夫
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８７４号
大阪市平野区長吉長原東１丁目８番５―612号
債務者　大西　　昌
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８７５号
大阪市東淀川区下新庄４丁目９番25号　ジョワイユ芝野203号
債務者　上原　尊友
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８７６号
大阪府摂津市千里丘４丁目６番13号
債務者　野田　忠相
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１７０号
名古屋市港区南陽町大字西福田字渕99番地
クレヨンハウス201号
債務者　鈴木美和こと　吉野　美和
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第４６号
岐阜県瑞浪市明世町戸狩790番地の１、従前の住所岐阜県瑞浪市北小田町１丁目132番地クレアージュ小田303号
破産者　榊原　秀樹
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３４号
釧路市大楽毛南２丁目１番55号
破産者　株式会社北海道ユニオン輸送
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第８１２号
千葉県船橋市上山町１丁目232番地　第１武藤マンション201号
破産者　飯塚　道則
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３３０号
千葉県船橋市習志野台８丁目42番20―217号
破産者　**齋**木　正則
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４５８号
千葉県市川市香取２丁目４番８―408号　ケイプレジデンス
破産者　松﨑　健二（旧姓瀧田）
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４７７号
千葉県船橋市金杉６丁目14番５号パークサイド金杉101号、開始決定時の住所千葉県船橋市三咲６丁目２番11号
破産者　堤　　義弘
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１７９号
千葉市中央区浜野町1077番地５　浜野ハイツ203号、開始決定時の住所千葉県市原市姉崎3221番地１　ダイアパレス千葉青葉台サウスアベニュー501
破産者　日野　昌弘
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１８２号
千葉県市原市八幡2043番地１、開始決定時の住所千葉県八千代市八千代台南１丁目32番４号
破産者　早坂　七久（旧姓袴田）
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１９５号
千葉市緑区おゆみ野５丁目14番地４　シュネーフェストⅡ101号
破産者　佐藤　貞夫（旧姓曽根）
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係